

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義) 第二条 1～3 略 4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの <u>(新規)</u> 二 群馬県立文書館その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>	<p>(定義) 第二条 1～3 略 4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 二 <u>群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第●号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等</u> 三 群馬県立文書館その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの <u>（前号に掲げるものを除く。）</u></p>

群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義) 第二条 1～5 略 6 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの <u>(新規)</u> 二 群馬県立文書館その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>	<p>(定義) 第二条 1～5 略 6 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 二 <u>群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第●号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等</u> 三 群馬県立文書館その他規則で定める県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの <u>（前号に掲げるものを除く。）</u></p>

群馬県立文書館の設置に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第二条 郷土についての歴史的価値ある文書及び記録並びに<u>県の公文書</u>その他必要な資料（以下「文書」という。）を収集し、及び公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり当該文書の管理を行うとともにその活用を図り、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定により、群馬県立文書館（以下「文書館」という。）を前橋市に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第二条 郷土についての歴史的価値ある文書及び記録並びに<u>群馬県公文書等の管理に関する条例（令和二年群馬県条例第●号）第二条第四項に規定する特定歴史的公文書等</u>その他必要な資料（以下「文書」という。）を収集し、及び公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり当該文書の管理を行うとともにその活用を図り、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定により、群馬県立文書館（以下「文書館」という。）を前橋市に設置する。</p>